

# 指名停止措置状況書

## 指名停止措置の概要

### 1 指名停止措置建設業者名

住 所 福岡県福岡市博多区東比恵 1-5-13  
商号又は名称 富士通 J a p a n (株) 九州支社 (福岡)

### 2 指名停止の期間

令和8年6月24日から 令和8年7月23日まで (1か月間)

### 3 事実概要

富士通Japan (株) の使用人が、当該業者の親会社である富士通(株)の営業秘密を不正に持ち出したことにより、さいたま簡易裁判所より不正競争防止法違反の略式命令を受けた。  
このことは、公社指名停止等措置要領別表その2第12号に該当する。

### 4 指名停止の理由

前記事実は、福岡北九州高速道路公社指名停止等措置要領別表その2第12号に該当する。  
従って、指名停止期間を1か月とする。

#### 【指名停止等措置要領 別表その2 第12号】

措置要件	期間
別表その1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、公社発注工事の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から1か月以上9か月以内